

第6部 ボッチャ

第1条 原 則

本規則に定める各項およびそれ以外は、同年度の（一社）日本ボッチャ協会競技規則を準用する。

第2条 競 技 場

2-1 競技場の条件

屋内体育館を原則とし、空調装置が設置されていなければならない。

コート表面は、フローリングまたは弾力床材で平坦でかつなめらかでなければならない。

2-2 コート

(1) コートの大きさは、原則として12.5m × 6mである。

ただし、会場の条件等によりエンドラインまでの距離を10mまで短縮することができる。

(2) コートのラインテープは、サイドライン・スローイングライン・Vラインには4.0cm～7.0cm幅のテープを使用し、投球エリア内を区切るボックスサイドラインとターゲットボックス内のクロスは1.9cm～2.6cm幅のテープを使用する。

(3) ターゲットボックスの規定サイズ：長さ35cmで、1.9cm～2.6cm幅のラインテープを使用する。

(4) 競技では使用するスローイングボックスは2番、3番、4番、5番のみとする。

